

交対協 第 57 号
令和 7 年 1 月 22 日

埼玉県交通安全対策協議会各委員様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 大野 元裕
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報の発令基準について (通知)

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱第 3 条に基づき、令和 7 年の交通死亡事故多発警報の発令基準を通知します。

発令の際は、第 4 条の別表に掲げる推進事項をはじめとした集中的な交通事故防止対策を推進していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

○ 発令基準

県内において、7 日以内に 5 件以上の交通死亡事故が発生したとき

《担 当》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 芳賀
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)
電 話 048-825-2011
FAX 048-830-4757
E-Mail a2950-09@pref.saitama.lg.jp